

国頭朝日館運営委員会規約

(名称及び目的)

第1条 旧公民館を字費及び寄付金をもって改装し、国頭朝日館と称する。多目的施設としての設備と空間を充実して、字民の利用を促進することをもって、国頭字の民心の安定と、字の発展に寄与することを目的とする。

(事務所の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、国頭朝日館運営委員会を設けその事務を処理するための事務所を国頭研修館に置く。(住所 大島郡和泊町国頭2696番地1)

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人(男女各1人)
- (3) 事務局長 1人
- (4) 運営委員 3人
- (5) 監事 1人

(役員の職務)

第4条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会全般にわたる業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の会計、書記等事務全般にあたる。
- (4) 運営委員は、本会の業務及び行事の全てに参加し、会長と協力して本会の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計の現況を監査し、その結果を会長及び字区長へ報告する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は1年とし、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、後任者が、選出されるまでは在任する。会長が、やむを得ず任期途中で辞職したときは、副会長が事務を引き継ぐこととし、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 全ての役員は、再任を妨げない。

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、役員会において審議・推薦し、字役員会の承認を得るものとする。

(協力員とその役割)

第7条 本会に協力員を置く。その役割は、朝日館使用全ての行事の円滑な推進のため積極的に参加・協力するものとする。協力員は、字内から募集し、役員会で審議して10人以内とする。

(会 議)

第8条 本会の会議は、役員8人で構成する役員会のみとし、会長が必要に応じて招集する。役員会の議長は、会長が務める。

2 役員会は、年間予算、行事計画、決算等を審議・決定し、それを字へ報告、承認を受けるものとする。

(会 計)

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の収入は、利用者から徴収する金額から朝日館及びクーラーの使用料を字へ納入した残額と本会への寄付金その他の収入を持って充てる。

3 本会役員及び協力員への手当、日当については、役員会で決定し、字役員会の承認を受けるものとする。

4 本会会計に、高額の余剰金が生じたときは、役員会で審議し、適切な金額を字へ納入するものとする。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が役員会の承認を得た者とする。顧問は、会長の諮問に答える。

(規約の改廃)

第11条 本会の規約の改廃は、必要に応じて会長が提案し、役員会において審議・決定し、字役員会の承認を受けるものとする。

(附 則)

この規約は、令和6年5月1日から施行する。